

平成22年度 第2回三郷市環境審議会

1 開催日時 平成22年2月2日(水)午後1時30分から2時50分

2 開催場所 三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 9名(委員総数14名)

(1) 委員

佐藤会長	太田副会長	谷口委員(欠席)
飯倉委員	信田委員	宇田川委員
吉田委員(欠席)	宮田委員(欠席)	滝澤委員
矢野委員(欠席)	榎本委員	土屋委員
大塚委員(欠席)	堀内委員	

(2) 事務局

関口環境経済部長

クリーンライフ課：高橋環境政策室長	佐々木課長補佐	遠藤清掃美化係長
矢口環境保全係長	宇治田主査	藤島主査
石井主任		

(株)トデック担当者

4 傍聴者 0人

5 議題

- (1) 三郷市環境基本計画後期基本計画の策定状況について
- (2) 三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)について
- (3) 三郷市ペット霊園の設置等に関する条例(案)について

6 議事内容

(1) 開会

【事務局】 開会宣言 13時30分開会

(2) 会長あいさつ

【佐藤会長】 会長あいさつ

(3) 委員紹介

【事務局】 欠席者の報告

谷口 綾子委員	所用のため欠席
吉田 力委員	所用のため欠席
宮田 竹雄委員	所用のため欠席
矢野 友行委員	所用のため欠席

大塚 宏彦委員 所用のため欠席

【事務局】 事務局職員紹介

【事務局】 資料説明

(4) 審 議

【事務局】

本日の審議内容は、発言者名、発言内容とともに会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたしますので、委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。

なお、審議事項に個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があります。

また、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっていますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

【佐藤会長】

本日の欠席者は5名。14名中9名の出席、過半数を達しているということで審議会は成立するといたします。それでは議事に入ります。

議題(1)の三郷市環境基本計画後期計画策定に係る作業進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それではご説明させていただきます。資料は1-1から1-4になります。

(資料に沿って説明 説明省略)

これより詳細につきましては受託会社の㈱トデックからご説明させていただきます。

(資料に沿って説明 説明省略)

【佐藤会長】

ただいまの資料1から4に対しまして、質問がありましたらお願いします。

議長の方から質問というのはおかしいのですが、よろしいでしょうか？

資料1-4の調査結果のところでは分からないところがありますのでよろしいでしょうか。

小学生のサンプル数は何人に対しての614なのでしょうか？

【事務局】

直接学校に行ってお願ひしていますので100%です。

【佐藤会長】

わかりました。

考え方としてこういうサンプル調査をした場合30%の回答率というのは有効としていいのでしょうか？

【事務局】

回答率としては30%でも問題はないです。

【佐藤会長】

こういうサンプル数をあげて回答率が30%以上のものについては意見を反映しているという理解でいきたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか？

無いようなので次に進みたいと思います。

議題（２）三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（素案）について事務局からお願いいたします。

【事務局】

三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（素案）について
（資料に沿って説明 説明省略）

【佐藤会長】

ただいまの事務局の説明に対しての質問等ございませんでしょうか。無いようでしたらご了解いただいたものとして次に進みたいと思います。

三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（素案）について事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

三郷市ペット霊園の許可等に関する条例（素案）について
（資料に沿って説明 説明省略）

移動火葬車については、もっと規制を強化すべきというご意見と、住民の迷惑にならないよう適正に営業ができる規定を考えるべきとのご意見があり、短期間で新たな規定を作成するのは不可能と判断しました。よって、条例制定に必要な手続であるパブリックコメントでは、いったん移動火葬車に関する規定を除外して行いまして、できるだけ早期に議会に上程できるよう計画を変更しました。しかし、他市において移動火葬車の規制を盛り込んだ条例案を上程するとの情報を得て、移動火葬車問題は先送りすべきではない緊急の課題であるとの認識に改めて至りました。つきましては、この移動火葬車問題をもう一度詳細に検討いたしまして、次回の審議会において最終的な案をお示したいと考えております。6月議会以降での上程を目標に進めて参ります。

【佐藤会長】

ただ今のペット霊園の設置の許可等に関する条例について質問がある方はお願いします。

【宇田川委員】

移動式の火葬車のことですが、お客さんのところで火葬すると思うのですが、車ですので道路交通法違反ということで問題があると思います。いくら離れていても道路の往来を妨げるなどといった規制も盛り込んだほうがいいのではないかと思います。

【佐藤会長】

先ほど事務局から説明があったとおり審議内容については次回に申し送りということですので。ご意見につきましては事務局の方でメモをしておいてください。

【事務局】

この近隣の条例がどうなっているのか資料をお配りしますのでご覧ください。

【事務局】

資料に沿って説明 説明省略

【佐藤会長】

焼却炉と同じ文言というのは移動火葬車の場合、人間の火葬炉と同じ基準でしょうか。

【事務局】

移動火葬車も人間の火葬炉ではなく、廃棄物焼却炉と同じ機能がないとだめだということ。

機能を基準にするということ。厳しい内容だと思います。

【佐藤会長】

そうしますと煙、臭いの問題等もクリアしないといけないということになるだろうと思います。ありがとうございます。ただ今、移動火葬車規制のお話がありました。是非このようなものを参考にさせていただいて三郷市でもよりよい条例をつくっていただくと。このご意見を踏まえて素案を出していただき、また充分審議をしたいと思います。

【信田委員】

この間も言ったと思うのですが、すでにこの問題は必要に迫られていることだと思います。厳しいのはいいと思うのですが、厳しすぎると新規参入出来ないということになります。

今、市内にこのようなものがあるのでしょうか？把握しておりますか？

【事務局】

ないです。

【信田委員】

ないとすると独占企業的になってくる。市外からやってくる人たちに任せざるを得なくなってくるということがあると思います。

したがって、なんとか努力すれば市内の者でも、こういうものが出来るというレベルで、しかも火の問題とか道路交通法の問題とかそういったものをクリアしたうえでの条例制定が望ましいのかなと思います。

あまり厳しすぎると今やっている人が独占的になってくるということで、市内の者でも努力すればできるといった内容にして欲しいですね。

【佐藤会長】

今のご意見も参考にしまして、よりよい審議素案、そしてよりよい条例制定に進んでいただけたらと思います。他にございませんでしょうか。

【榎本委員】

ペットの移動火葬車ですが、この間は100mだったのですが、100mだと私の住む辺りは却って指定地域になってしまうので、心配された方々が、ぜひそういう形ではなくて、必要であるのであればきちんとした施設をつくってそこでみなさんが納得いくところでやっていただきたい。例えば、斎場の近くにペット用の火葬車の業務の場所を確保して、できれば固定式のいいものを造っていただきたい。そしていい街にしていきたい。

【佐藤会長】

続いて土屋委員ご意見どうぞ。

【土屋委員】

質問させていただきたかったのが3あります。

まず、資料3-2の第3条「何人も、市内で埋葬（ペットの死体を火葬することなく土中葬ること）を業としては行ってはならない。」これが削除になっているのはどういう経緯でそうなったのか。二つ目は信田委員の質問した新規参入した業者の妨げにならないようにという話の中で、市内にそういう商売をしている人がいるかどうか。三つ目は墓地の関係で、一緒にペット霊園の関係も一緒にパブコメをしていただいたのか。素案のペーパーだけを使ってパブコメをかけたのか。人間の墓地の方も同じく素案のペーパーだけでパブコメをかけたのか、パブコメ時の条例案と書いてあったので、条例案までお見せして提出された意見がなかったのかをもう一度お願いします。

【佐藤会長】

まず一点目の質問についてお願いします。

【事務局】

法規担当とも話し合いをした結果、ずばりこういう規定を設けてしまうのは如何かということで一旦外して協議していこうということで、パブリックコメントの時点では削除しました。

【佐藤会長】

二点目の市内で商売をしている人がいるかという質問についてはいかがでしょうか。

【事務局】

現在市内にはペット霊園の業者としてはいません。

【土屋委員】

市外から来て移動火葬車もないと思って良いのですか。

【事務局】

過去にはいらっしゃいました。早稲田地区に移動火葬車をだいぶ古く15年から20年くらい前にある程度やられていたのですが、その方はいらっしゃらなくなりました。

市内で市の委託を受けていた方で、火葬場を吉川の方に設置している方もいらっしゃいました。その方が亡くなられたので火葬場の方も廃業になりました。

もう一方のかたも移動火葬車なので、こちらにお家があったということでお家がなくなったということでいらっしゃらなくなりました。

【佐藤会長】

三点目については。

【事務局】

三点目の墓地の方につきましては、概要（資料2-1）と改正した部分だけをパブリックコメントとして公表しました。素案の全文（資料2-4）は公表しておりません。

【土屋委員】

ペットの方は概要（資料3-1）と素案（資料3-3）のお渡しした全文ですね。はいわかりました。

【信田委員】

移動式の火葬車というのは、たとえば少量危険物の貯蔵所とか焼却炉の一定のカロリ一以上のものについてはいろんな制約があるので、その制約をクリアできるレベルのものなのではないでしょうか。たとえば普通車位の大きさのものでは難しいのではないかという気

がするのですが。固定的なものの方が認めるとすれば、現実に適しているし、周りにも迷惑がかからなくて済むし、いろいろな公害にならないような方策も講じられるのではないかと思います。ちょっと今、普通車レベルではいろいろな法律を適用していくと出来ないという気がします。

【佐藤会長】

私の方からよろしいでしょうか。仕事柄そういう業界も知っておりまして足立区の一社で移動式の火葬車を設けてやっておりました。ワンボックスカーの後ろに耐火レンガを積んでやっておりました。ただし5kg未満の動物しか火葬できません。大きい動物になると固定式の自分の持っている宗教法人の火葬場でやっておりました。本当に小鳥とかウサギとか5kg未満の小さいものについてはやっておりましたが、この時世でその業者も止めてしまいました。やはり固定式の焼却場を持っているお寺ですので、だんだん要望がなくなり、近隣住民との問題もあり、最近は全然移動していないとのことでした。

【宇田川委員】

ペットが毎日たくさん死んでいると思うのですがその処理はどうしているのですか？

【佐藤会長】

市内で亡くなったペットについてはクリーンライフ課に話をいただき、そこにもっていく、あるいは収集等でペット霊園にお願いするということですね。

【宇田川委員】

そうではなくて、ごみ扱いで処理されているのかということです。

大半が子供と同じように可愛がっている方で、亡くなった場合はその処理を市で処理されて埋葬されている部分が多いと思うのですが現状はどのようなのですか。

【事務局】

定義は廃棄物になりますが、市では市民の方で申し出がある場合は手数料7000円で委託して、合同火葬、合同供養を行うという制度があります。

路上等で飼い主さんがいない場合も、委託をしております。

ご自身でお祀りをしたいといった場合は、近隣ですと越谷、八潮に施設がございますので、そちらのほうで火葬していただいております。

【佐藤会長】

それに付け加えまして、亡くなった動物に関しては動物愛護及び管理に関する法律という法律が絡んできます。亡くなった動物も見過ごせないということで、行政の方で手を打っていただいて、動物愛護及び管理に関する法律で処理が規定されているという状態です。

【信田委員】

7000円というのは実費ですか。

【事務局】

そうです。

【信田委員】

私は飼っている何かが死ぬと畑に埋めてしまうのですが、条例が削除されたので助か

るのですが小さな小動物なんかはそれでいいと思います。あまり厳格に管理しすぎるのは困ります。

【事務局】

その件につきましては、かつて飯能の事件をみなさんご存知かと思うのですが、葬祭業を業としてやられている方が道路から谷の方に何百匹も投げてしまったという事件がございました。他の市でも文言は別にしまして、業としては埋めてはならないと一文を入れているところが多いのです。ストレートな言い方をしていますので、信田委員のような受け取り方をするかたもいらっしゃると思います。市としましては、個人として自分のペットを埋める分には別に構わないのですが、業としてやる場合は困るということです。

個人でお庭に埋めたいという場合につきましては、それは個人の動物に対する想いがございますので、自宅のお庭に埋めたいという場合は構わないと思います。

ただお仕事としては、埋めるのはやめてくださいということです。

市では7000円の手数料でやっていますが、それを5000円とか3000円で請け負って、それを埋めてしまうのはまずいだろうということです。

【信田委員】

だから簡単に削除するのではなくて、条例に業としてやるのはまずいよと、それによって対価をいただくのはまずいよとそういったことを入れるのは必要なのではと思います。

【事務局】

そういう危惧がございますので、先行している各市は、これを入れているということでございます。

【信田委員】

はい、わかりました。

【土屋委員】

人間の方の条例とペットの方の条例ともに、立ち入り調査の権限があるという事でよろしいでしょうか。

墓地埋葬の方の法律には、かつてなかったような覚えがあったので確認しました。

【事務局】

あります。

【土屋委員】

許可が欲しいときは、きちんとやると思うのです。それがきちんと守られるかということ担保するには、立ち入りなり使用禁止命令もありますので、併せて過剰にならないように検討いただければと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

【飯倉委員】

あまり本質的ではないのですが、私もパブリックコメントを今までとっているのですが、何かで公表して求めるだけでは、なかなか集まらないのですよね。パブリックコメ

ントが積極的に欲しいのであれば、例えば町会宛ですとか、相手を選別して直接送りつけるとかいろいろやり方はあると思います。私どものやっている集合住宅関係の条例では、国交省は必ず送ってきます。そういうやり方もありますので、欲しいのであれば、ホームページや広報だけではなく、少し費用はかかりますが関連するところに送付する、そういうのもひとつの考えかなと思います。

【佐藤会長】

貴重なご意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにご意見がなければこれで終了したいと思います。

それでは本日の議題に対する審議を終了させていただきます。

皆様のご協力によりまして本日の審議がスムーズに進行出来ましたことを感謝申し上げます。これから市の環境施策振興に期待するとともにわたしども委員一同、力を合わせて三郷市の環境に貢献したいと考えております。どうもありがとうございました。

(5) 閉 会

【太田副会長】

会長からご挨拶ありましたので私のほうからは簡単に済ませます。

お忙しい中、本日はありがとうございました。皆様のおかげをもちまして本日の議題も無事終了ということで、これをもちまして、第二回三郷市環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。